

令和 2 年 4 月 1 0 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

羽 鳥



緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、環境省環境再生・資源循環局長より、各都道府県知事・各政令市市長宛に「緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について（通知）」が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

新型コロナウイルス感染症に係る適正な廃棄物処理については、「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について」の文書を令和 2 年 3 月 6 日付（地 454）にて貴会宛にご案内申し上げております。

本通知は、4 月 7 日に緊急事態宣言が発出されたことや、同日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正されたことを踏まえ、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策が適切に実施されるよう、留意事項をとりまとめたものであります。特に、宿泊療養や自宅療養に対応した廃棄物処理についての留意点が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂くとともに、貴会管下関係機関等へのご周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

追って、本通知を含めた各種資料については、環境省の以下のウェブサイトにてまとめて掲載されておりますことを申し添えます。

(http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html)